平成２２年（フ）第１１７９号
京都府八幡市橋本尻江１番地の４
債務者　岡田真理子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１４号
京都府長岡京市粟生畑ケ田24番地　１－１－４　雇用促進事業団長岡宿舎１－１－４
債務者　有村　英克
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
徳島市北田宮３丁目11番43号
債務者　上村　晃一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
徳島市北田宮３丁目11番43号
債務者　上村　篤乃
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４５号
徳島市北田宮３丁目９番45―103号
債務者　上村　　宏
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７６号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字清水89番地４　スカイコート清水Ｂ101
債務者　島　　眞弓
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７７号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字清水89番地４　スカイコート清水Ｂ101
債務者　島　　欣也
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８３号
徳島市安宅２丁目４番15―201号
債務者　梶原　英彦
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８４号
徳島市安宅２丁目４番15―201号
債務者　梶原　優子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
熊本県天草市河浦町河浦915番地
債務者　太田　栄二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１２９号
宮崎県北諸県郡三股町五本松12番地３
債務者　原田　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１６号
沖縄県糸満市字潮平208番地　金城アパート103号
債務者　諸見　綾乃
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市寄宮１丁目10番41号
債務者　上原佐由利
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１００号
宮城県柴田郡大河原町字新青川２番地３　Ａ棟101号
債務者　高橋　和雄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１６３号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢70番地
鹿島台鈴掛住宅25号棟２号
債務者　武田　真一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
秋田市新屋勝平台15番２号
債務者　髙橋　幹男
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６号
富山市三上165番地３
債務者　堂前　将美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
富山地方裁判所民事部